（都市計画関係）

許 可 申 請 書

年　　月　　日

府　中　市　長

申請者　住　所

氏　名

（法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。）

都市計画法第５３条第１項　の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

１．建築物の敷地の位置						
２．建築物の構造・階数	造　一部　　造・地上　／地下					
３．工　事　種　別	新築　増築　改築　移転　その他（　　）					
４．	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
都市計画施設又は市街地開発事業の種別	道路、公園、緑地、広場、土地区画整理、市街地再開発、河川、その他（　　）					

起案	令和　年　月　日	決裁	令和　年　月　日	P　－			
施行	令和　年　月　日　　許可　第　　号						
この申請は下記復命のとおり支障ないので **都市計画法第５３条第１項** の規定により許可する。		決裁欄	係員	係長	建築主事	主幹	文書取扱責任者

復命欄	条件を付して許可したい 造　一部　　造 地上　／地下	受付欄	建築指導課	※ □道路課 □公園緑地課
条件欄	許可に係る建築物の存続期限は、事業施行者から移転又は除去されたい旨の通知のあった日までとする。			

（注意）　この申請用紙は、都市計画法第５３条の規定による許可を申請する場合に使用してください。
なお、申請者は上記の太枠内のみ記入してください。

※　下記の区域内にあたる場合は所管課と協議のうえ、完了印を受けてください。
都市計画道路（市施行）：都市整備部道路課
都市計画公園又は都市計画緑地：都市整備部公園緑地課

【連絡先】　会社名

（代理者）　氏　名　　電話番号

都市計画法第53条第1項許可申請手続きについて

次の都市計画施設の区域又は市街地開発事業の未施行区域内において建築物を建築する場合には、都市計画法第５３条第１項に基づく許可申請が必要になります。

⑴　土地区画整理事業区域
　①　三本木土地区画整理事業区域（未施行区域）※施行済区域は申請不要
　②　東部地区土地区画整理事業区域
　③　西部地区土地区画整理事業区域
⑵　都市計画道路
⑶　都市計画公園又は都市計画緑地
⑷　その他の都市計画施設

○ 建築可能な建築物

⑴　土地区画整理事業区域

都市計画法第５４条第１項第３号に該当しない建築物については、都市整備部建築指導課と事前協議をしてください。

⑵　都市計画道路

※市施行の場合は、都市整備部道路課と事前協議をしてください。

次に掲げる要件に該当するもの

ア　階数が３以下で、高さが１０m以下であり、かつ、地階を有しないこと。

イ　主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

⑶　都市計画公園又は都市計画緑地

※都市整備部公園緑地課と事前協議をしてください。

次に掲げる要件に該当するもの

ア　階数が３以下で、かつ、地階を有しないこと。

イ　主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（注）武蔵野公園区域内については、都市計画法第６５条第１項に基づく許可申請となります。

○ 申請書類

「許可申請書」、「委任状」、「案内図」、「配置図」、「断面図（２面）」及びその他参考となるべき事項を記載した図書（※断面図に基礎形状及び寸法を図示してください。）

※許可申請書以外の書類は、各２部(正副)提出してください。

※市に建築確認を申請する場合は、建築確認と併せて申請することができます。その際、重複する図面は省略できます。

※指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、事前に市の許可を受けたうえで、許可書の写しを添えて建築確認の申請をしてください。

問合せ先　府中市都市整備部建築指導課審査係
電話：042-335-4034